

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和5年第6回選挙管理委員会定例会
- 2 開 催 年 月 日 令和5年6月1日（木）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前10時00分～午前10時21分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 菅原 哲紀
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 菅原 哲紀
選挙管理委員会事務局長補佐 鈴木 勝憲
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件 ○議案第11号 選挙人名簿から抹消すべき者について
○議案第12号 選挙人名簿に登録すべき者について
○議案第13号 投票所の指定について
○議案第14号 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて
○議案第15号 共通投票所の指定について
○議案第16号 共通投票所の開始時刻の繰下げ及び閉鎖時刻
の繰上げについて
○議案第17号 ポスター掲示場の総数について
○議案第18号 ポスター掲示場の設置場所について

10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍聴人数 0人

委員長 開会

(議案第11号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

(議案第12号 選挙人名簿に登録すべき者について)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

○ 公職選挙法の規定によりまして6月1日は選挙人名簿の定時登録の期日となっておりますので、抹消及び新規登録を行うものであります。

令和5年5月1日現在の選挙人名簿登録者数は男45,621人、女48,806人の合計94,427人であります。ここから5月31日までの死亡者、6月1日までに転出後4か月を経過した者を抹消するものです。死亡した者、男83人、女83人の合計166人、転出後4箇月を経過した者、男59人、女44人の合計103人、抹消すべき者の合計は、男142人、女127人の合計269人であります。6月1日に新規登録を行う者ですが、年齢要件に係る者、男123人、女104人の合計227人、住所要件に係る者、男154人、女144人の合計298人で新規登録者数の合計が男277人、女248人の合計525人であります。今回の定時登録の抹消、登録によりまして、令和5年6月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男45,756人、女48,927人の合計94,683人となります。

参考としまして、地方自治法に規定する直接請求の際に必要な署名数等を記載しております。4ページには3月1日定時登録の選挙人名簿登録者数、6月1日定時登録の選挙人名簿登録者数をそれぞれ地域別に記載をしております。5、6ページにつきましては投票区別の選挙人名簿登録者数を記載しております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第13号 投票所の指定について)

(議案第14号 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

- 議案第13号及び議案第14号につきましては、9月3日執行の岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙における投票区投票所についての議案でございます。
- 議案第13号につきましては、投票区投票所69か所を指定するものでございます。
- 議案第14号につきましては、投票所の開閉時刻は公職選挙法第40条第1項におきまして、原則として午前7時から午後8時までと定められておりますが、第1項のただし書きにおきまして投票所を開く時刻を2時間以内で繰上げ又は繰下げ、閉じる時刻を4時間以内で繰上げすることができると規定されております。投票区投票所につきましては、これまでの投票の状況等を踏まえ、これまでの選挙と同じく投票所の閉鎖時刻を2時間繰上げて午後6時にしようとするものであります。

委員長 議案に対する質疑

佐藤福委員 閉鎖時刻の繰上げについて、有権者から意見が出ていないか。
事務局長 特にありません。

その他質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第15号 共通投票所の指定について)

(議案第16号 共通投票所の開始時刻の繰下げ及び閉鎖時刻の繰上げについて)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

- 議案第15号及び議案第16号につきましては、岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙の共通投票所に係る議案でございます。
- 議案第15号につきましては、公職選挙法第41条の2におきまして選挙人の投票の便宜のため必要がある場合は市町村の区域内のどの投票区に属する人でも投票ができる投票所を設けることができると規定されております。今回もイオンスーパーセンター一関店、千厩

ショッピングモールエスピアの2か所の商業施設に共通投票所を設置しようとするものであります。

- 議案第16号につきましては、共通投票所の開始時刻の繰下げ及び閉鎖時刻の繰上げについてでございます。共通投票所におきましても、投票区投票所と同じく投票所の開始時刻につきましては2時間以内で繰上げ又は繰下げ、閉鎖時刻につきましては4時間以内で繰上げることができると規定されております。共通投票所につきましては、開始時刻を1時間繰下げまして午前8時から、閉鎖時刻を2時間繰上げまして午後6時までとしようとするものであります。

委員長 議案に対する質疑

金今壽信委員 共通投票所の数を増やす必要はないか。

事務局長 69か所の投票区投票所があるので、現状としては2か所のままで考えています。

佐藤福委員 イオンスーパーセンター一関店の共通投票所を視察した際、他の投票所より入口で並んでいる人が多かったので、できるだけ待ち時間が少なくなるような配慮が必要だと感じた。

その他質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第17号 ポスター掲示場の総数について)

(議案第18号 ポスター掲示場の設置場所について)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

- 議案第17号及び議案第18号につきましては、岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙のポスター掲示場に係る議案でございます。
- 議案第17号につきましては、公職選挙法第144条の2第2項におきまして県知事選挙におけるポスター掲示場の総数について、第9項におきまして県議会議員選挙におけるポスター掲示場の総数について規定されており、県選管との協議を経てその総数を減じることができることになっております。今回の岩手県知事選挙及び岩手県

議会議員選挙におけるポスター掲示場につきましては、総数を437か所にしようとするものであります。

- 議案第18号につきましては、具体的なポスター掲示場の設置場所を定めようとするものであります。なお、土地所有者の変更や土地の現状等により前回の設置場所から10か所変更しております。

委員長 議案に対する質疑

金今壽信委員 箇所数はどのような基準で決まるのか。

事務局長 箇所数の算定は政令により決まっています。当市の場合、政令による基準では569か所になりますが、県選管と協議の上、その総数を減じております。

金今壽信委員 車社会となり、人通りが少ない地域にあるポスター掲示場はもっと減じて良いのではないかと思うこともある。

事務局長補佐 減少する必要がある場合には、その理由を付して県選管と協議を行うこととなります。

その他質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長 閉会